

木阪病院（介護予防）訪問リハビリテーション運営規程

【事業の目的】

第1条 病気やけが等により、家庭において寝たきり又は寝たきりに準ずる状態にあつて主治医が（介護予防）訪問リハビリテーションの必要を認めた要支援・要介護状態にある高齢者等に対し、指定（介護予防）訪問リハビリテーションサービスを提供する。要介護者等の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図る。また、介護保険法の基本理念に基づいた居宅サービスを推進し、快適な在宅生活が継続できるように支援することを目的とする。

【運営の方針】

第2条 木阪病院が運営する、指定（介護予防）訪問リハビリテーション事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携に努め、協力と理解のもとに適切な運営を図るものとする。

2 医療法人社団博愛会は、運営会議を設置し、事業の運営上必要な事項について適時協議するものとする。

【事業の名称】

第3条 指定（介護予防）訪問リハビリテーション事業を行なう事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

(1) 名 称：木阪病院

(2) 所在地：広島県東広島市西条町土与丸1235番地

【職員の職種、員数及び職務内容】

第4条 (介護予防) 訪問リハビリテーションに勤務する職種、員数及び職種内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者： 1名を置く。
職務は、所属職員を指導監督するとともに指定（介護予防）訪問リハビリテーション利用者の主治医及び関係機関との連携を図り適切な事業の運営が行なわれるように統括する。
- (2) 医師 9名（常勤兼務1名、非常勤専従8名）
理学療法士 2名（常勤専従1名、非常勤専従1名）
作業療法士 2名（非常勤専従2名）
言語聴覚士 1名（非常勤専従1名）
職務は、訪問リハビリテーション総合実施計画書及び必要に応じ情報提供書を作成し、指定（介護予防）訪問リハビリテーションを行なう。

【営業日及び営業時間】

第5条 指定（介護予防）訪問リハビリテーション事業所の営業日、営業時間及び休業時間は下記のとおりとする。

- (1) 営業日は月曜日から金曜日までとする。但し、休業日は土・日曜日、国民の祝日、8/14・15、12/30～1/3とする。
- (2) 営業時間は午前8時30分から午後5時30分とする。

【(介護予防) 訪問リハビリテーションの提供方法】

第6条 指定（介護予防）訪問リハビリテーションの提供方法は次のとおりとする。

- (1) 利用者が主治医に申し出て、主治医が訪問リハビリテーションの指示書を交付した後、訪問リハビリテーション総合実施計画書を作成し、指定（介護予防）訪問リハビリテーションを実施する。

利用者または家族から訪問リハビリテーションに直接連絡があった場合は、主治医及び居宅介護支援事業所に連絡し、主治医へ訪問リハビリテーション指示書の交付を求める。

(2) 主治医が、他の医療機関の場合は、

利用者が主治医に申し出て、木阪病院の医師宛ての情報提供書を依頼する。

利用者は、木阪病院の受診時に、その情報提供書を持参する。

木阪病院の医師は、本人を診察の上、訪問リハビリテーションの指示書を交付する。

また、必要があれば木阪病院から居宅介護支援事業所へ連絡を行う。

(3) 利用者に主治医がいない場合は、主治医を決めて申し込むことを助言する。利用者において主治医の決定が困難な場合には、関係機関に連絡し対応する。

【(介護予防) 訪問リハビリテーションの内容】

第7条 指定(介護予防)訪問リハビリテーションの内容は次のとおりとする。

- (1) 運動機能及び日常生活動作能力の維持及び向上を目的として行う体位変換
- (2) 起座又は離床訓練
- (3) 起立訓練
- (4) 食事訓練
- (5) 排泄訓練
- (6) 生活適応訓練
- (7) 基本的対人関係訓練
- (8) 言語機能又は聴覚機能等に関する指導

【緊急時等における対応方法】

- 第8条 訪問療法士は、指定（介護予防）訪問リハビリテーション実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行う。また、速やかに主治医に連絡を行い、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な処置を講じるものとする。
- 2 訪問療法士は、前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者、主治医及び居宅介護支援事業所に報告しなければならない。

【利用料その他の費用の額】

- 第9条 指定（介護予防）訪問リハビリテーション提供の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、別紙に定めるものとする。
- 2 前項の費用の支払を受ける場合には、あらかじめ利用者や家族に対して、事前に利用料についての理解を得るとともに、支払に同意する旨の契約文書に署名押印を受けることとする。
同意をもって、利用者や家族に対し利用料についての理解を得たものとする。
- 3 交通費（片道）はサービス地域ごとに次のように定める。
利用者が東広島市4町（西条町・高屋町・志和町・八本松町）に在住している場合、交通費は無料とし、上記以外に在住している場合は、上記4町の外淵より居宅までの距離（Km）ごとに20円と消費税を乗じて1訪問あたりの交通費とする。

【通常の事業実施地域】

第10条 通常の事業実施地域は東広島市4町（西条町・高屋町・志和町・八本松町）とする。

【虐待防止のための措置に関する事項】

第11条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的
に開催するとともに、その結果について、職員に周知
徹底を行う。
- (2) 虐待防止の指針を整備し、必要に応じて見直しを行
う。
- (3) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実
施する。
- (4) 上記措置を適せるに実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、虐待を受けたと思われ
る利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報す
る。

【その他運営についての留意事項】

第12条 指定（介護予防）訪問リハビリテーションは、社会的
使命を充分認識し、職員の質的向上を図るため研究、
研修の機会を設け、また、業務体制を整備する。

- 2 職員は業務上知り得た秘密を保持する。
- 3 この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は
医療法人社団博愛会において定めるものとする。
- 4 指定（介護予防）訪問リハビリテーション事業の実施
にあたり、疑義が生じたときは関係管庁の指導を得て、
これを解決するものとする。
- 5 事業所利用者に対する指定訪問リハビリテーション
の提供に関する記録を整備し、その完結から2年間保
存する。

附則	この規程は、	平成23年	5月	1日	施行
		平成29年	4月	1日	改訂
		平成29年	10月	1日	改訂
		平成30年	4月	1日	改訂
		平成30年	10月	1日	改訂
		令和2年	4月	1日	改訂
		令和2年	6月	1日	改訂
		令和3年	9月	14日	改訂
		令和4年	4月	1日	改訂
		令和4年	7月	26日	改訂
		令和4年	8月	8日	改訂
		令和4年	8月	22日	改訂
		令和5年	8月	1日	改訂
		令和5年	8月	22日	改訂
		令和5年	9月	25日	改訂
		令和6年	2月	26日	改訂
		令和6年	4月	1日	改訂